

2 障害者手帳

○ 精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が各種福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級、2級及び3級の等級があります。有効期間は2年間です。

対象者	精神の疾患により日常生活または社会生活に制約のある方
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111 (代)
手続	下表をご参照ください。

<各手続に必要なもの>

手続の種類		写真	診断書	手帳
初めて交付申請するとき		1枚	○	
更新するとき		1枚	○	○
障害の程度が変わったとき		1枚	○	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚		
	手帳を破損したとき	1枚		○
	手帳を汚損したとき	1枚		○
	手帳に写真を貼付するとき	1枚		○
変更届	住所が変わったとき			○
	氏名が変わったとき			○
他都道府県から転入したとき		1枚		○
死亡、障害に該当しなくなったとき				○

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

- ・ 写 真：タテ4cm×ヨコ3cm（無帽、上半身、1年以内に撮影したもの）
（家庭用プリンターで印刷した写真やポラロイド写真は不可）
- ・ 診断書：所定の診断書で、初診日から6か月を経過した日以降に作成されたもの
（診断書用紙は、障害福祉課窓口にご用意しています）
※精神の障害を理由に年金が支給されている方については、診断書の提出を省略できる場合があります。

※氏名、住所が変わったときは、氏名・居住地変更の届出が必要です。

- ① 氏名変更、市内での転居…障害福祉課窓口でお手続きください。
- ② 市外への転出…転出先市区町村の障害者福祉担当窓口でお手続きください。

<精神障害者保健福祉手帳交付診断書料助成制度に関すること>

内容	精神障害者保健福祉手帳を申請するために取得した診断書の文書料を助成します。（1回のみ助成可能） 助成額は、診断書料の半額（上限3,500円）です。
必要書類等	精神障害者保健福祉手帳用診断書料を支払いされた際の領収書、振込先の口座番号が確認できるもの
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111 (代)